

[事案 20-19] 入院給付金請求

- ・平成 20 年 8 月 6 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 2 月 24 日 裁定終了

< 事案の概要 >

前立腺がんの治療のため中国の医療施設において 79 日間の入院治療を受けたが、入院日数の一部しか入院給付金が支払われないことを不服とし申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 5 月から 8 月にかけての 79 日間、中国遼寧省にある病院に入院し前立腺がんの漢方治療を受けた。そこで、疾病保険と 3 つのがん保険について入院給付金を請求したところ、点滴・注射を行っていた期間(入院期間の最終 10 日間)以外の入院については、約款規程上の「入院」に該当しないという理由で、入院給付金が疾病保険(支払限度日数 60 日)については 6 日間分、3 つのがん保険については 10 日間分しか支払われなかった。

医師からは、「漢方治療では出来るだけ点滴・注射を行わず、体調を見ながら段階的に治療を進める」と言われており、点滴・注射を行っていない入院期間を入院と認めないことには納得出来ない。点滴・注射を行っていなかった期間(69 日間)の入院についても入院と認め、疾病保険(支払限度日数 60 日)については 54 日間分の、がん保険については各 69 日間分の入院給付金を追加して支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

申立人の入院について、入院証明書(診断書)等にもとづいて確認のうえ当社約款に規定する「入院」の定義に該当するか検討した結果、すでに入院給付金を支払っている 10 日間以外の入院期間 69 日間については、下記の理由により、約款に定める「入院」に該当しないため、入院給付金の追加支払いの請求には応じられない。

(1) 入院の該当性について

以下のような申立人の症状や治療内容からすれば、自宅等での治療が困難であったとは言いがたく、すでに入院給付金を支払済みの 10 日間(この間については、静脈注射あるいは点滴が実施され、疑念の余地は残るものの、必要性にもとづいた入院治療であったと一応認め得る)以外については、約款に定める「入院」には該当しないことは明らかである。

入院していた中国の医療施設については、外来患者受診部を意味する名称が付けられており、中国当局より入院治療が可能な病院として認可が与えられておらず、そもそも入院加療を行いうる施設であったのか、施設の位置づけからして疑念の余地がある。

申立人から提出された医的資料によれば、当該入院中における申立人の病状はまったく安定していたものと認められ、入院管理を要する症状は一切示されていない。具体的治療内容としても、高脂血症に対する低脂肪食の摂食、漢方薬の内服、外用薬の使用は、通常、外来で行われる治療に過ぎない。

(2) 入院給付金の支払限度日数(疾病保険)について

本件入院期間の入院前に、申立人は同年 1 月～3 月にかけて前立腺がんの治療のため国内の病院で 54 日間入院(「前回入院」)し、54 日分の入院給付金が支払われてい

る。本件申立契約のうち、疾病保険については1回の入院について支払限度日数(60日)が設けられ、退院から180日以内の同一の疾病による入院は1回の入院とみなされるが、本件入院についても、約款規程により前回入院と1回の入院とみなされる。本件入院のうち、上記のとおり10日間については「入院」該当性を認め、6日分の入院給付金をすでに支払っていることから、疾病保険について入院給付金を追加にて支払う余地はない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人提出の入院証明書、資料および保険会社提出の資料等にもとづいて、申立人の入院が、約款規程の入院に該当するかどうかについて審理を行った結果、下記により「入院給付金の支払要件となる入院」と判断することは困難であるため、本件申立てには理由がないとして、生命保険相談所規程40条にもとづき裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

(1) 入院給付金の支払要件(「入院」の定義)

申立契約のいずれの保険約款においても、「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、一定の要件を備えた病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること、とされている。

(2) 約款所定の「病院または診療所」

いずれの保険約款においても、上記支払要件の「病院または診療所」とは、(ア)「医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所」か、または(イ)「これと同等と会社が認めた日本国外にある医療施設」とされている。

申立人の入っていた中国の施設が、(イ)の医療施設に該当するかどうかの第一義的な判断は、保険会社に委ねられていることになるが、その判断は合理的なものであることが必要であると解される。申立人提出の証拠書類からだけでは、(イ)の医療施設に該当すると判断することは困難である。

(3) 医師による治療の必要性

申立人の入っていた中国の施設が、約款所定の「病院または診療所」の要件を満たすとしても、申立人の同施設での治療は、静脈注射あるいは点滴が実施されていた10日間を除くと、食事療法、漢方薬の内服等であり、申立人提出の証拠書類だけでは、医師による治療の必要性、自宅等での治療の困難性、常に医師の管理下における治療に専念の、各要件を全て満たしていると、判断することは困難である。